

【県市町村事例】

鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会について

鳥取県生活環境部水環境保全課 浄化槽担当

1. 鳥取県の概要

鳥取県は、日本列島本島の西端に位置する中国地方の北東部に位置し、東西約 120km、南北約 20～50km と、東西にやや細長い県です。北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続いており、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっています。山地の多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市として発達しています。



2. 汚水処理の現状

本県の生活排水処理施設整備率は、第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想において県全体での令和8年度末の整備率97.6%を目標にしていますが、令和6年度末時点で96.3%となっています。

目標達成のためには、単独処理浄化槽が令和5年度末時点で浄化槽全体の52%（1.3万基）残存しており、合併処理浄化槽への転換を促す必要があります。また、浄化槽法で義務化されている維持管理、特に清掃が半数程度、法定検査が6割程度しか実施されていない状況です。

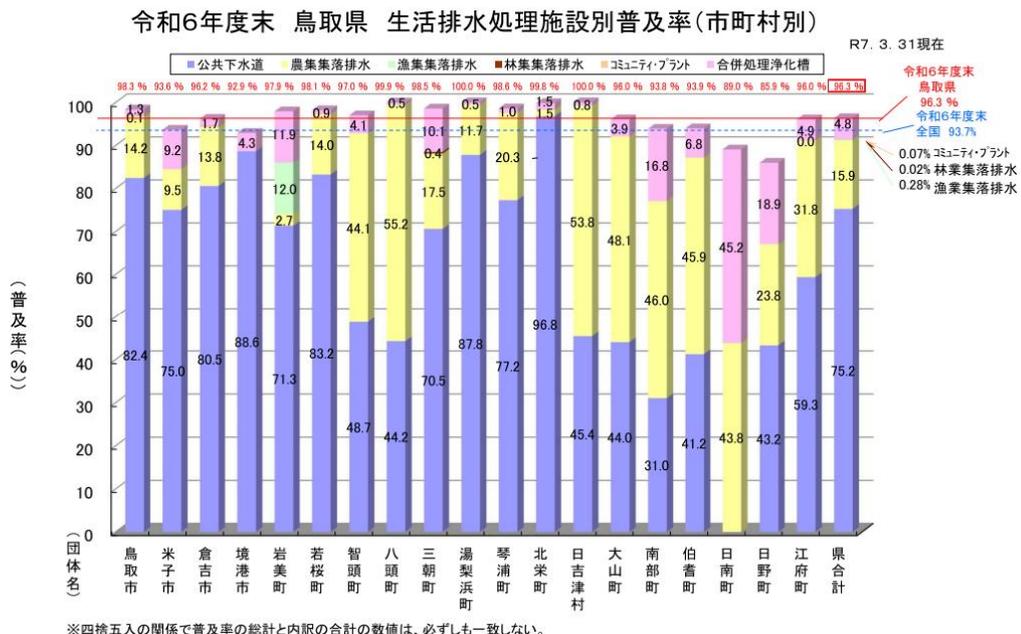


図1 鳥取県の整備状況

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/294051.htm>)

3. 行政と業界連携による維持管理の適正化

(1) 鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会の設立

本県では浄化槽法で義務化されている維持管理が十分実施されていない状況ですが、これまで、浄化槽法の事務権限を移譲している12市町（以下「権限移譲市町」という。）及び県において、関係者を交えて一同で話し合う場を継続して設けていませんでした。そのような中、令和元年の浄化槽法改正で、浄化槽による汚水の適正な処理の促進等に関して必要な協議を行うため、県、市町村、浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、指定検査機関等により構成される協議会を組織することができるようになりました。これにより、権限移譲市町及び県において、ある程度統一した事務処理や浄化槽管理者に対する指導ルール及び関係者が連携した効率の良い手法等について話し合う場として、浄化槽協会等の関係団体の協力により、令和3年6月3日に鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設立しました。

協議会の組織（構成）は、図2のとおりです。協議会の中に、浄化槽台帳に関する検討部会（以下「台帳部会」という。）、保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会（以下「プロジェクト部会」という。）、特定既存単独処理浄化槽の判定等に関する専門部会（以下「判定部会」という。）の3つの部会があり、全て県が事務局を担っています。そして、協議会を進める上での当面の目標として、協議会設立の令和3年（令和2年度末時点）から10年後の令和13年度末時点で法定（11条）検査受検率を当時の保守点検実施率と同率の82%とし、中間目標値として令和8年度末に60%を設定し、目標達成に向けて協議を進めています。

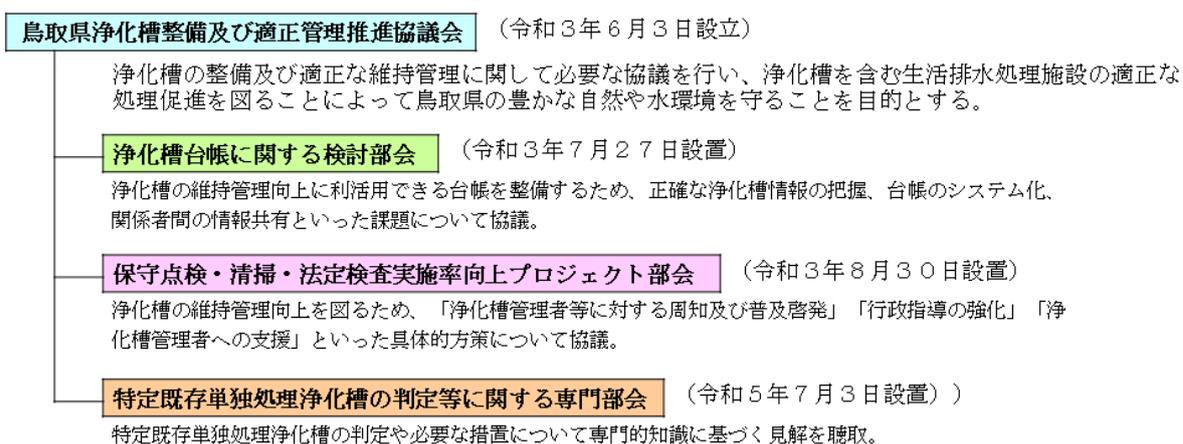


図2 協議会組織図

(2) 台帳部会での協議事項と取組

浄化槽の維持管理向上に活用できる台帳を整備するため、正確な浄化槽情報の把握及び台帳のシステム化、関係者間の情報共有について協議しました。概ね検討が終了したことから、現在は休会しています。

①浄化槽台帳の整備

これまで表計算ソフトの台帳を使用していましたが、浄化槽台帳のシステム化（県及び権限移譲市町で共同導入）を行い、併せて、台帳への掲載項目は必要最小限としました。また、権限移譲交付金の算定項目に「台帳精査に係る現地調査」を追加したことにより各権限委譲市町等において現地調査が実施され、浄化槽法第49条第2項の規定を活用して第三者（上下水道、空き家・住民票担当部局等）への情報提供を依頼しました。

②関係者間の情報共有と台帳精度の維持

行政と指定検査機関の所有している台帳に不突合が生じており、正しい浄化槽情報が把握できていませんでした。そのため、指定検査機関が付与している浄化槽コードに統一し、今後の浄化槽コードの共有手順を定めました。また、事業者の浄化槽情報と浄化槽コードの紐づけについても、個人情報保護法の改正（令和5年4月施行）により、浄化槽コードの提供等は、利用目的や記録情報の提供先を明記して公表することで目的内利用として提供可能となったことから、浄化槽コードの紐づけ作業を実施しました。さらに、浄化槽台帳に登録される情報の精度を高めて適正な維持管理の指導普及を図るため、毎年1回、事業者に提出をお願いしている実績報告の様式統一及び電子化を令和7年度から実施することとしています。これにより、県内全ての自治体において同じ水準の維持管理情報の把握が可能となり、電子データによる実績報告により、台帳システムへの取込みが省力化されるとともに正確に台帳へ反映されます。

(3)プロジェクト部会での協議事項と取組

目標の達成に向け浄化槽の維持管理向上を図るため、浄化槽管理者等への周知及び普及啓発、行政指導の強化、浄化槽管理者への支援といった具体策について協議しました。

①浄化槽管理者等に対する周知及び普及啓発について

受検率向上に向けて保守点検、清掃、法定検査の違いや必要性について周知する必要がありましたが、「検査で何をしているのか。」、「検査料金はどのように決めているのか。」といった管理者からの問い合わせが多いということや、浄化槽法定検査結果書は「専門用語が多く、浄化槽管理者にとって分かりづらい。」といった課題がありました。また、管理者の理解を得るには、浄化槽管理者の信頼や理解を得られるアプローチ方法の検討も必要でした。さらに、法定検査の判定において適正に近いものから不適正に近いものまで含まれる「概ね適正」という判定について、県独自の判定の細分化やわかりやすさの検討を進めることとしました。

検討の結果、行政機関は新規設置者への説明時や行政指導時、事業者は保守点検や清掃時、指定検査機関は受検案内時や検査に不満を感じている方への説明時に活用できるよう、保守点検・清掃・法定検査の違いや法における管理者の義務に特化したチラシを作成しました。また、管理者と接する機会の多い保守点検業

者からの法定検査未受検者へのアプローチ、指定検査機関からは、検査結果通知様式を管理者にとってわかりやすいように改良することにしました。そして、法定検査の判定における「概ね適正」については、「概ね適正」判定の中で細分化をしても判定区分としては「概ね適正」のままであり改善指導につながらないことから、2年連続で清掃が未実施のものを「不適正」判定とするよう判定基準を見直しました。それに伴い、「不適正」の判定基準が変わることを説明した予告チラシを作成し、あわせて検査内容や検査料金の算定根拠を記載し周知を図りました。

②行政指導の強化

県内で統一的な指導手順を定めるため、指導を行う対象、保守点検業者との情報共有、指定検査機関と連携した指導、勧告・命令へ移行する判断基準について協議しました。指導を行う対象については、法定検査で不適正となった責任の所在を考慮して、事業者も含めた指導を併せて行わなければ浄化槽管理者の不信感につながるという意見を踏まえ、事業者等によく聞き取りをした上で必要な場合には、事業者を対象とした指導の実施についても行うこととしました。保守点検業者との情報共有については、改正個人情報保護法では個人情報ファイル簿の作成・公表を行うことで目的内利用（法第70条）となり、法定検査未受検者情報の提供が可能となったことから、保守点検業者との不適正判定案件の共有及び改善

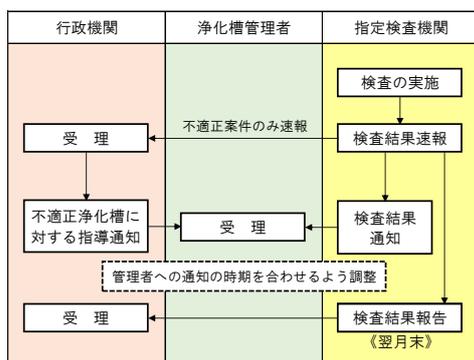


図3 法定検査機関との連携手順

善に向けた協力依頼を行うこととしました。また、指定検査機関と連携をした指導については、行政機関からの指導通知が指定検査機関からの検査結果通知から遅れて浄化槽管理者に届いていることがあることや、指導の実施や指導後に法定検査受検申込があったことの情報共有が行政機関と指定検査機関の間で出来ていないといった課題を踏まえ、不適正判定の検査結果報告と行政指導通知の連携ができるよう連携手順を定めました（図3）。

さらに、勧告・命令へ移行する判断基準については、法定検査を未受検でも問題ないといった誤った風潮が広がらないように、指導助言だけではなく、勧告や命令といった次のステップに進めなければ受検率向上に繋がらないといった課題を踏まえ、法定検査未受検の場合（法第12条の2関連）（図4※1、2）と維持管理（保守点検・清掃）が不適正な場合（法第12条関連）（図5）の2つに分類し、勧告・命令への移行判断基準案を作成しました。

※1 勧告・命令へ移行する浄化槽件数が多い場合未受検年数順にグループ分けし、未受検年数の多いグループから段階的に勧告・命令へ移行する。

※2 不適正の内容別に行政対応レベルを定め、緊急度・重要度に応じた指導を行う。また、保守点検又は清掃の未実施のみで不適正となっている浄化槽は立入検査を行わない。

